回 覧

# 水道メーター交換のお知らせ

お客様が使用されている市の水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため計量法に基づき一定期間（８年）での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎えるものは、下記のとおり交換を行います。

記

1　交換対象メーター

今年度は メーターNo.が **36・37××** で始まるものが交換対象です。

（例：36－1234，37××－1234）

昨年度までに交換不能だったメーターも交換対象です。

メーターNo.はメーターの蓋に刻印してあります。また、２か月に１度の検針時に配付する「水道使用量のお知らせ」にも記載されています。

2　交換作業者

交換作業は、上下水道経営課が委託した沼田市指定給水装置工事事業者の **鈴木設備** が行います。

身分証明書を携帯した作業員がメーターのある場所まで敷地内に入らせていただき、細心の注意を払って行います。

また、ご不在の場合でも交換させていただきます。

交換作業の支障にならないように事前にメーター周辺を整理していただくようご協力をお願いいたします。

3　交換費用について

上下水道経営課で新しい水道メーターに交換しますので、お客様の費用はかかりません。

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

沼田市都市建設部上下水道経営課経営係
TEL 23-2111（内線 4128）

水道事業

回 覧

# 水道メーター交換のお知らせ

お客様が使用されている市の水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため計量法に基づき一定期間（８年）での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎えるものは、下記のとおり交換を行います。

記

1　交換対象メーター

今年度は メーターNo.が **36・37××** で始まるものが交換対象です。

（例：36－1234，37××－1234）

昨年度までに交換不能だったメーターも交換対象です。

メーターNo.はメーターの蓋に刻印してあります。また、２か月に１度の検針時に配付する「水道使用量のお知らせ」にも記載されています。

2　交換作業者

交換作業は、上下水道経営課が委託した沼田市指定給水装置工事事業者の

**今井設備** が行います。

身分証明書を携帯した作業員がメーターのある場所まで敷地内に入らせていただき、細心の注意を払って行います。

また、ご不在の場合でも交換させていただきます。

交換作業の支障にならないように事前にメーター周辺を整理していただくようご協力をお願いいたします。

3　交換費用について

上下水道経営課で新しい水道メーターに交換しますので、お客様の費用はかかりません。

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

沼田市都市建設部上下水道経営課経営係
TEL 23-2111（内線 4128）

水道事業

回 覧

# 水道メーター交換のお知らせ

お客様が使用されている市の水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため計量法に基づき一定期間（８年）での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎えるものは、下記のとおり交換を行います。

記

1　交換対象メーター

今年度は メーターNo.が **36・37××** で始まるものが交換対象です。

（例：36－1234，37××－1234）

昨年度までに交換不能だったメーターも交換対象です。

メーターNo.はメーターの蓋に刻印してあります。また、２か月に１度の検針時に配付する「水道使用量のお知らせ」にも記載されています。

2　交換作業者

交換作業は、上下水道経営課が委託した沼田市指定給水装置工事事業者の

**鈴木設備** **又は** **今井設備** が

行います。

身分証明書を携帯した作業員がメーターのある場所まで敷地内に入らせていただき、細心の注意を払って行います。

また、ご不在の場合でも交換させていただきます。

交換作業の支障にならないように事前にメーター周辺を整理していただくようご協力をお願いいたします。

3　交換費用について

上下水道経営課で新しい水道メーターに交換しますので、お客様の費用はかかりません。

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

沼田市都市建設部上下水道経営課経営係
TEL 23-2111（内線 4128）

水道事業

回 覧

# 水道メーター交換のお知らせ

お客様が使用されている市の水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため計量法に基づき一定期間（８年）での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎えるものは、下記のとおり交換を行います。

記

1　交換対象メーター

今年度は　メーターNo.が **36・37××**　で始まるものが交換対象です。

（例：36－1234，37××－1234）

昨年度までに交換不能だったメーターも交換対象です。

メーターNo.はメーターの蓋に刻印してあります。また、２か月に１度の検針時に配付する「水道使用量のお知らせ」にも記載されています。

2　交換作業者

交換作業は、上下水道経営課が委託した沼田市指定給水装置工事事業者の

**座木水道設備（有）**　が行います。

身分証明書を携帯した作業員がメーターのある場所まで敷地内に入らせていただき、細心の注意を払って行います。

また、ご不在の場合でも交換させていただきます。

交換作業の支障にならないように事前にメーター周辺を整理していただくようご協力をお願いいたします。

3　交換費用について

上下水道経営課で新しい水道メーターに交換しますので、お客様の費用はかかりません。

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

沼田市都市建設部上下水道経営課経営係
TEL 23-2111（内線 4128）

簡易水道事業